

○鏡野町建設工事等最低制限価格制度取扱要領

平成28年5月18日

訓令第20号

(趣旨)

第1条 この訓令は、鏡野町工事執行規則（平成21年鏡野町規則第16号）第1条に定める工事（以下「建設工事」という。）及び測量・建設コンサルタント業務等（以下「建設コンサルタント」という。）の請負契約に係る競争入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項の規定に基づき、最低制限価格（消費税及び地方消費税相当額を除いた額をいう。以下同じ。）を設定する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札システム 鏡野町建設工事等電子入札実施要領（平成30年鏡野町告示第49号）に規定する電子入札システムをいう。
- (2) 電子入札 電子入札システムを使用して行う入札をいう。
- (3) 紙入札 電子入札によらない紙媒体により執行する入札手続きをいう。
- (4) くじ番号 入札者が電子入札システムに入札金額の登録する際に入力する3桁の数字をいう。
- (5) 到着ミリ秒 電子入札システムに入札金額が登録された時刻のミリ秒をいう。
- (6) 決定くじ番号 くじ番号と到着ミリ秒の和をいう。
- (7) 最低制限価格乗数 決定くじ番号の和の下二桁の数字をいう。

(最低制限価格の対象)

第3条 最低制限価格を設定する対象は競争入札に付する建設工事及び建設コンサルタントとする。ただし、町長が特に低入札価格調査を行う必要があると認めた建設工事を除く。

(最低制限価格の算定方法等)

第4条 電子入札による場合の最低制限価格は、予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いた額に、次の率を乗じて算定した額とする。

- (1) 建設工事は、87.1%から91.0%の率とする。率の算出は(90-0.

0.4 × 最低制限価格乗数) (小数点第1位未満切上げ) / 100とする。

(2) 建設コンサルタントは、80.1%から85.0%の率とする。率の算出は
(85 - 0.05 × 最低制限価格乗数) (小数点第1位未満切上げ) / 100とする。

2 紙入札による場合は、前項の率の範囲で町長が決定する。

(応札者の全てが最低制限価格を下回り失格となった場合の措置)

第5条 応札者の全てが最低制限価格を下回り失格となった場合は、別途指定する期日に立会い可能な応札者立会いの下、くじにより最低制限価格を決める率を決定し、落札者又は落札候補者を決定するものとする。

(その他)

第6条 この訓令に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成28年6月2日から施行する。

附 則 (平成29年5月1日訓令第16号)

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の鏡野町建設工事等最低制限価格制度取扱要領の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則 (令和元年12月10日訓令第8号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年10月30日訓令第18号)

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。